

カルコニセクト事件 知財高裁平成29年3月14日判決

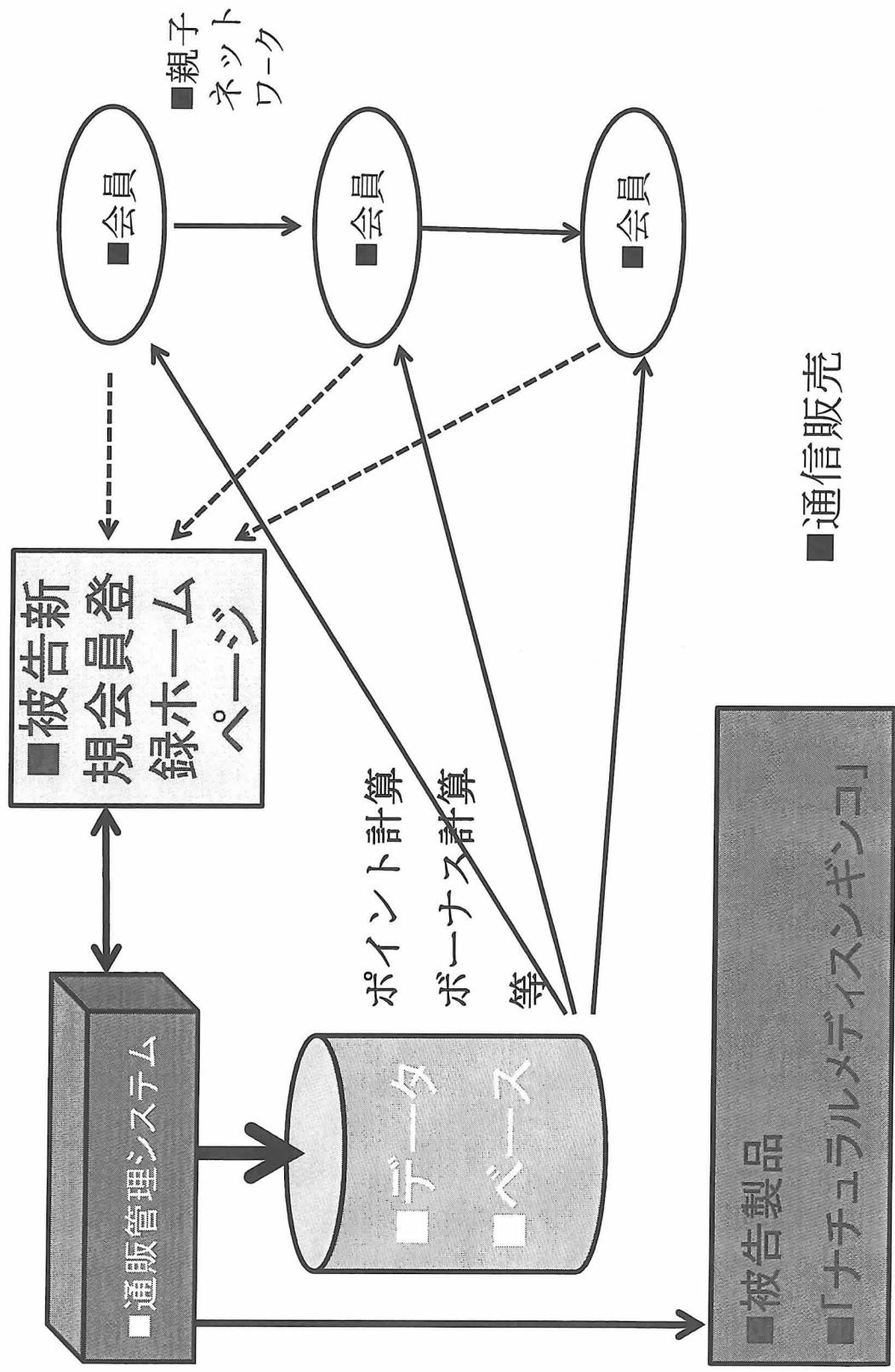
平成28年(ネ)第10102号損害賠償請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成27年(ワ)第5619号)
口頭弁論終結日平成29年2月14日

担当 弁護士 藤原宏高

事案の概要（知財高裁の纏め）

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人は、控訴人が被控訴人ととの契約（本件契約）に基づいて作成し、被控訴人に使用させていた通販管理システム（本件システム）を機能させるためのプログラム（本件プログラム）を、本件契約終了後に違法に複製し、本件プログラムの著作権（複製権）を侵害したとして、不法行為（民法709条）に基づき、本件契約終了日の翌日である平成25年11月1日から平成26年12月31日までの著作権法114条3項による損害の賠償等及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

被告の通販管理システム



新規会員登録ホームページ

■新規会員登録 ■ホームページ

本件画面の構成

- 新規会員登録
- 登録申請時確認テスト
- 登録申請時確認テスト解説
- 基礎情報登録
- 基礎情報登録の確認

本件画面の仕様は、被告サイトのリニューアルやデザイン・システム制作を受託した有限会社ライオソノハートが作成

原告は、かかる仕様に基づいて、画面のプログラムをHTML言語で開発

原告（控訴人）の請求内容

- 1 請求内容
金1896万4000円と遅延損害金の請求
- 2 請求の根拠
本件HTMLを被告が原告との間の利用契約終了（平成25年10月31日）後も使用継続していたことに基づく損害賠償（不正に複製使用継続）
- 3 爭点
 - ア 本件HTMLの著作物性及び著作権侵害の有無（著作権法第47条の3の適否）
 - イ 損害額（利用料金1796万円+100万円の弁護士費用）
 - ウ

知財高裁が認定した前提事実

ア 甲第6号証の1ないし5記載のHTML(甲27の1から5の各右欄記載のHTMLと同じ。以下「本件HTML」と総称する。)は、控訴人が作成したものであり、被控訴人の新規会員登録に関するホームページにおいて、「新規会員登録」(甲27の1左欄),「登録申請時確認テスト」(甲27の2左欄),「登録申請時確認テスト解説」(甲27の3左欄),「基礎情報登録」(甲27の4左欄),「基礎情報登録の確認」(甲27の5左欄)の順に遷移する画面(以下「本件画面」と総称する。)に対応する構成を記述したものである。本件画面は、少なくとも本件契約が終了する平成25年10月31日まで使用されていた。

甲第7号証の1ないし5記載のHTML(以下「被控訴人HTML」という。)は、被控訴人が作成したものであり、被控訴人の新規会員登録に関するホームページページにおいて、「新規会員登録」(乙7の1)「登録申請時確認テスト」,(乙7の2),「登録申請時確認テスト解説」(乙7の3)「基礎情報登録」,(乙7の4)「基礎情報登録の確認」(乙7の5)の順に遷移する画面(以下「被控訴人画面」と総称する。)に対応する構成を記述したものである(乙8,9)。

被控訴人画面は、本件契約終了後の平成25年11月頃から平成27年11月頃まで使用された。

本件画面と被控訴人画面は、ほぼ同一の内容である。
被控訴人は、平成27年12月頃、新規会員登録に関するホームページページをリニューアルしており、それ以降、本件画面及び被控訴人画面のいずれも使用されていない(乙13)。
イなお、HTMLとは、ウェブページの画面を記述するためのプログラム言語であるが、同言語で記述されたプログラムもHTMLと呼ばれている。

知財高裁(4部高部判事、平成29年3月14日)

(プログラムが著作物と認められるためには)

プログラムの著作物性について 著作物性が認められるためには、創作性(著作権法2条1項1号)を要するところ、創作性は、表現に作者の個性が表れていることを指すものと解される。プログラムは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」(同条1項10号の2)であり、コンピュータに対する指令の組合せであるから、正確かつ論理的なものでなければないとともに、著作権法の保護が及ばないプログラム言語、規約及び解法(同法10条3項)の制約を受ける。そうすると、プログラムの作者の個性は、コンピュータに対する指令をどのように表現するか、指令の表現をどのように組み合わせるか、どのような表現順序とするかなどといったところに表れることがある。したがって、プログラムの著作物性が認められるためには、指令の表現自体、同表現の組合せ、同表現の順序からなるプログラムの全體に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作者の個性が表れているものであることを要するといふことができる。プログラムの表現に選択の余地がないか、あるいは、選択の幅が著しく狭い場合には、作成者の個性の表れる余地がなくなり、著作物性は認められなくなる。

前記1のとおり、本件HTMLでは、被控訴人が決定した内容を、被控訴人が指示した文字の大さや配列等の形式に従つて表現するものであり、そもそも、表現の選択の幅は著しく狭いものということができる。

東京地裁（東京地裁47部沖中裁判長）

ウ かえつて、本件HTMLの具体的表現をみると、HTML(言語)を用いて具体的な画面を作成する際の決まりに従つて定型的に制作された表現が多く含まれていることが認められる。すなわち、証拠(乙18ないし24)によれば、HTML(言語)を用いて具体的な画面を作成するに際しては、①文書の先頭にDOCTYPE宣言(XHTMLにおいてはXML宣言)を配置し、2行目以降は、「タグ」といわれるマーク(文章のレイアウトや装飾を決定するものの)を用いて要素を書き込むこと、…といった多くの決まりがあるところ、本件HTMLの具体的表現も、これら決まりに従つて定型的に制作されたものであることが認められる。

以上の事情によれば、本件HTMLにつき、原告が、Aが制作したと主張する部分の多くは、他のプログラマーが作成してもほぼ同様の表現になるものというべきである。

エ このように、本件において、原告の従業員であるAが、本件HTML制作に一定程度関与した事実は認められるものの、基本的には、被告に指示されたとおりの内容・形式の文章を挿入し、かつライオンハートから送信されたデザイン等を利用した上で、(ほぼ)一義的に定まるタグを用いてHTMLを作成したにすぎないと認められ、それ以上に、Aがどうのよう創作性を発揮したかについては具体的な主張もないし、そのような事実を認めるとするに足りる証拠もない。

以上によれば、本件HTMLについて、原告の従業員であるAが創意的表現を作成したことを見認めるに足りない。

原告の主張の骨子

本件HTMLには、単にウェブ画面を表示するための表現のみならず、会員登録システムを制御するphpプログラム(以下「本件phpプログラム」という。)やデータベースと連動するための表現が含まれている。また、本件HTMLによりて表示されるウェブ画面には、会員登録希望者をして表示された設問に回答させる画面があり、全問正解すれば次の画面に進ませ、誤答がある場合は次の画面に進ませず、戻って再度回答させる機能がある。

本件HTMLには、本件phpプログラム等との連動や上記機能を備えさせるために、以下のとおり特別な記述が含まれております。これらの記述は、單なる画面表示のみのための一義的に定まるタグを用いて作成されたものではなく、控訴人の従業員のAによる独自の創作に基づく創意的表現である。

Aは、コンテンツの概要については、クライアントである被控訴人の指示に従つたが、具体的な表現、すなわち字体、字の大きさ、レイアウト、細かい表現については、専ら自身で考案した。コンテンツの概要についてシステムの開発者がガクライアントの要望を忠実に反映させるのは当然であり、それをもつてAの創作性を否定することはできない。具体的には、Aは、甲第19号証(本件画面と本件HTMLのファイルを対比したもの)左側の本件画面のうち、青枠で囲つた部分のデザイン、すなわち、文字の太さ、大きさ、配列、背景色等を考案し、それに基づいて本件HTMLを作成した。加えて、Aは、甲第25号証(ライオンhardtから送付されたHTMLと本件HTMLを対比したもの)の2から4頁を作成したものであるが、そのうち青枠で囲つた部分には、誰が作成しても同じになるものや、ライオンhardtが作成する一般向けのホームページとデザインを統一するために同ホームページとそろえたものであるが、その余はAの創作に係るものである。

しかし原告は創作性の具体的な根拠を示していない。

倉作性に関する具体的な判断の例

別紙①

(ア) <form name="frm_member" action="compliance.php?ts=%ts%" method="post"> (甲27の1右欄)は、online.htmlにおいて、新規会員登録の画面下部の「上記を全て満たすので会員登録手続きへ進む。」のボタンをクリックすると、compliance.phpにアクセスすることに関するもの
(認定) その大半が、HTMLに関する事典に記載された記述のルールに従つたものであり、作成者の個性の余地があるとは考え難い。よって、控訴人主張に係る上記の記述において作成者の個性が表れていることとはできない。

(イ) <form name="frm_member" action="/compl_check.php?ts=%ts%" method="post"> (甲27の2右欄)は、compliance.htmlにおいて、登録申請時確認テストの画面の問題に全問回答した後に、下部の「確認」ボタンをクリックすると、compl_check.phpにアクセスすることに關するもの
(認定)、前記(ア)と同様に、作成者の個性が表れているということはできない。

(ウ) <form name="frm_member" action="https://www.natural-medicine.co.jp/member/online/fund3.php?ts=%ts%" method="post" > (甲27の3右欄) は、compl_check.htmlにおいて、登録申請時確認テスト解説の画面下部の「次へ」のボタンをクリックすると、fund3.phpにアクセスすることに關するもの
(認定)、前記(ア)と同様に、作成者の個性が表れているということはできない。

(エ) <form name="frm_member" action="/fund3_check.php?ts=%ts%" method="post" style="margin:0px;" onsubmit="return false;"> (甲27の4右欄) は、fund3.htmlにおいて、基礎情報登録の画面に入力した上で、「会員登録に同意する」の記載の右に設けられたチェック欄にチェックし、表示された「確認」ボタンをクリックすると、fund3_check.phpに入力されたデータが送られること
(認定)、控訴人主張に係る上記記述は、HTMLに関する教本及び辞典に記載された記述のルールに従つた、作成者の個性の表れる余地があるとは考え難いものや、語義からその内容が明らかならぬものから成り、したがって、作成者の個性が表れているということはできない。

(才) <form action="/fund3_finish.php?ts=%ts%" method="post">(甲27の5右欄)は、fund3_check.htmlにおいて、基礎情報登録の確認の画面下部の「登録」に同意し、仮パスワードを発行する。」のボタンをクリックすると、fund3_finish.phpにアクセスすることに関するもの（認定）、前記(ア)と同様に、作成者の個性が表れているということはできない。

別紙②

(ア) <input name="comp1" type="radio" value="1" %comp1_1%%disable_comp%/>[はい] <input name="comp1" type="radio" value="ア" %comp1_ア%%disable_comp%/>[いいえ等(甲27の2右欄)は、compliance.htmlにおいて、登録申請時確認テストの画面に記載された10問の問題に対し、「はい」の回答については「1」が、「いいえ」の回答については「ア」が、回答の正誤をチェックするcompl_check.phpに送られるることに関するもの

(認定)、別紙の②の記述の大半は、上記のHTMLに記載された記述のルールに従ったものにすぎず、作成者の個性の表れる余地があるとは考え難い。
よって、別紙の②の記述において作成者の個性が表れているということはできない。

本件HTMLの著作物性について

前記(3)のとおり、本件HTMLにおいて、控訴人がAによる創意的表現である旨を主張している部分に著作物性が認められず、本件HTMLの著作物性は認められない。

控訴人は、本件HTMLは、控訴人が開発した著作物である本件phpプログラムと連動することからも著作物に該当する旨主張するが、HTMLをphpプログラムやJavaScriptと連動させること自体はありふれたものであり、また、本件phpプログラムの著作物性に關しては具体的な主張も立証もない。よつて、本件HTMLに著作物性があるということはできない。